

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 (午前9時～午後6時まで) 048-291-6670

担当 坂巻 由希子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 居宅介護支援事業所ケアーズの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所ケアーズ
所在地	埼玉県川口市長蔵2-1-18 コモ・スクエアA号室
介護保険指定番号	1170207193
通常の事業の実施区域	川口市・草加市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	基礎資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 主任介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護支援専門員	1名	4名		1名
介護支援専門員	介護支援専門員	3名			7名

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祭日	休業日
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付

12月29日から1月3日までは休業です。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- 1、電話をください。
- 2、担当者がご自宅に伺い、困っていることなどのお話を伺います。
- 3、介護保険ご利用でない場合は申請のお手伝いをいたします。
- 4、当事業所の方針などを説明し、ご理解いただいた上で契約を交わします。
- 5、契約終了後、ご利用されたいサービスの種類や量を相談し各事業所と連絡をとります。
- 6、暫定的なケアプランを作成し、ご利用者様にみていただきます。
- 7、ご了承いただけましたらサービスの実施が始まります。

4. 利用料金

(1) 基本利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

区分 (介護支援専門員1人当たりの利用者数)	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費 I i (45人未満の場合)	11,620円	15,097円
居宅介護支援費 I ii (45人以上60人未満の場合)	5,820円	7,532円
居宅介護支援費 I iii (60人以上の場合)	3,488円	4,515円

※地域区分別1単位当たりの単価10.70円(5級地)

(2) 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価10.42円(6級地)

サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1月につき 3,745円
入院時情報連携加算 I	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合	1月につき 2,675円
入院時情報連携加算 II	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合	1月につき 2,140円
退院・退所加算(I)イ	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	4,815円/回
退院・退所加算(I)ロ		6,420円/回
退院・退所加算(II)イ		6,420円/回
退院・退所加算(II)ロ		8,025円/回
退院・退所加算(III)		9,630円/回
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	小規模多機能居宅介護サービスの利用を開始する際に利用者にかかる必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合	1月につき 3,210円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1月につき 2,140円
特定事業所加算 II	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)	1月につき 4,504円
通院時情報連携加算	介護支援専門員が診察の場に同席し、利用者の心身の状況や生活環境などの必要な情報を医師に伝え医師から受けた情報をケアプランに記録する	1月につき 535円

ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日および死亡日前、14日以内に2日以上の利用者宅を訪問し、心身の状況の記録、情報提供を行う	1回のみ 4,280円
-----------------	---	----------------

(3)前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。
(実施区域以外) 3km未満100円 3km以上500円

(4) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(5) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、振込み、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

30日前までに文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)及び要支援と認定された場合

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 秘密保持

利用者またはその家族の個人情報はあらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8・当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

力が衰えたり、身体が不自由になっても自宅で快適に安全にすごせるように配慮したケアプランを作成し、ご利用者様の自己実現のお手伝いをいたします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

自立支援を基本にご利用者様のニーズに沿ったケアプランを作成致します。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
調査(課題把握)の方法	○	アセスメントシート使用
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回 実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料		無料
その他		

(4) 相談対応

事業者は、居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応を、当事業所内相談室及び必要に応じて契約者の居宅を訪問して行います。

(5) 事業者の選択

契約者は、居宅サービス計画原案に位置付けるサービスについて、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることがや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(6) 事業者の記録作成・交付の義務

事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。また、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

9. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 坂巻 由希子 電話 048-291-6670

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

川口市福祉部介護保険課 電話048-258-1110(代)
草加市長寿・介護福祉課 電話048-922-0151(代)

埼玉県国民健康保険団体連合会 (苦情相談専用電話)048-824-2568

10. 虐待防止の取り組み

虐待は、高齢者の尊厳保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底
 - ・虐待防止の為の指針の整備
 - ・虐待防止の為の研修会を定期的に実施
 - ・虐待防止責任者の設置
- 虐待防止担当者 居宅介護 管理者 坂巻 由希子
■虐待防止責任者 法人本部 代表 根本 光

11. 感染症の予防及びまん延防止の取り組み

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ・感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に実施

12. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施
- ・定期的に業務継続計画の見直しと変更

13. 身体拘束等の適正化について

当事業所は、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、行動の制限を行いません。

前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

- (1)身体拘束廃止委員会を設置します。
- (2)「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (3)当該入所者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

14. 当社の概要

名称・法人種別	當利法人 株式会社ケアーズ
代表者役職・氏名	代表取締役 根本 光
本社所在地・電話番号	埼玉県川口市長藏2-1-18 コモ・スクエアA号室
定款の目的に定めた事業	
1、 介護保険法に基づく居宅サービス事業（介護予防含む）	
2、 介護保険法に基づく居宅介護支援事業（介護予防含む）	
3、 介護保険法に基づく地域密着型サービス等事業（介護予防含む）	
4、 高齢者関連福祉サービス等事業（宿泊を含む）	
5、 その他付帯関連する一切の事業	
営業所数等	居宅介護支援 1ヶ所 訪問介護（総合事業） 1ヶ所 地域密着型通所介護（総合事業） 1ヶ所

15. 医療等連携に関わる事項

居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

■緊急時等連絡先

緊急連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院(診療所)名	
	所 在 地	
	氏 名	
	電話番号	

私は、重要事項説明に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容および以下の項目について同意の上、本書面を受領しました。

- ・ 私は、利用可能な複数の事業所について、紹介を受けられることや、計画書に位置付けられた事業所の紹介を受けた場合は、その理由の説明を求めることができることについての説明を受けました。
- ・ ご利用中の訪問介護事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服用状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治医の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことについて了承しました。
- ・ もじしてモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い給付管理票の作成など、請求にあたって必要な

16. サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合(令和3年介護報酬改正)

- サービス利用表の作成が行われなかつた月およびサービス利用票を作成した月も利用実績のない月は給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。
ただし、病院、診療所、地域密着型老人福祉施設、介護保険施設から退院・退所する者等であつて医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者は、当該利用者に対して書類の整備を行つている場合は請求できる。なおその際は居宅介護支援事業所を算定した旨を適切にできるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 川口市長蔵2-1-18 コモ・スクエアA号室

名称 居宅介護支援事業所 ケアーズ

説明者 所属 居宅介護支援事業所ケアーズ

氏名 坂巻 由希子 印

私は、本書面により、説明者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印